

議案第 15 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備  
に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日 提出  
三宅町長 森 田 浩 司

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係  
法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第16条第1項中「、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「、第15条第1項」を「、同項」に改める。

(三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第3号」に改める。

(三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正)

第3条 三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成27年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項第4号及び第42条第2項第4号中「第7条第5項第4号イからヌまで」を「第7条第5項第4号イからルまで」に改める。

(三宅町下水道条例の一部改正)

第4条 三宅町下水道条例(昭和59年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号を次のように改める。

(2)精神の機能の障害によりこの条例に定める一切の事項を適正に処理するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第23条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第38号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第15条の3まで及び附則第21項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日(次条及び第15条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在。附則第21項第3号において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあつては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当するものには、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げるもの</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第15条の3まで及び附則第21項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日(次条及び第15条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは</u> <u>地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び町長が定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。附則第21項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあつては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当するものには、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げるもの</p>

にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員\_\_\_\_\_

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第 16 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び附則第 21 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員にあつては退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した

にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) (略)

(勤勉手当)

第 16 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び附則第 21 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは、地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(町長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に定める職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては退職し、若しくは失職し、又は死亡した

日現在。次項及び附則第 21 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 90 を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(退職者の給与)

第 18 条 (略)

2～5 (略)

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第 15 条第 1 項に規定する基準日 1 箇月以内に退職

し、又は死亡した時は、同項の規定により町長が規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、町長が規則で定める職員についてはこの限りでない。

7・8 (略)

日現在。次項及び附則第 21 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 90 を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(退職者の給与)

第 18 条 (略)

2～5 (略)

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第 15 条第 1 項に規定する基準日 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法

第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した時は、第 15 条第 1 項の規定により町長が規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、町長が規則で定める職員についてはこの限りでない。

7・8 (略)

三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 32 号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(職員)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 3 号 _____ のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 27 年条例第 23 号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(一般廃棄物収集運搬業の許可)</p> <p>第 41 条 （略）</p> <p>2 町長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれかに該当する者</u></p> <p>イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者</p> <p>ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者</p> <p>エ その他規則で定める者</p> <p>3～5 （略）</p> <p>(一般廃棄物処分業の許可)</p> <p>第 42 条 （略）</p>	<p>(一般廃棄物収集運搬業の許可)</p> <p>第 41 条 （略）</p> <p>2 町長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれかに該当する者</u></p> <p>イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者</p> <p>ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者</p> <p>エ その他規則で定める者</p> <p>3～5 （略）</p> <p>(一般廃棄物処分業の許可)</p> <p>第 42 条 （略）</p>

2 町長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

エ その他規則で定める者

3～5 (略)

2 町長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者

イ この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ウ この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

エ その他規則で定める者

3～5 (略)

三宅町下水道条例(昭和 59 年条例第 39 号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(代理人の選定)</p> <p>第 23 条 （略）</p> <p>2 前項の規定により選定すべき代理人は、次の各号の一に該当する者であつてはならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) 精神の機能の障害によりこの条例に定める一切の事項を適正に処理するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>(3)</u> （略）</p>	<p>(代理人の選定)</p> <p>第 23 条 （略）</p> <p>2 前項の規定により選定すべき代理人は、次の各号の一に該当する者であつてはならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p><u>(3) 被補佐人</u></p> <p><u>(4)</u> （略）</p>